

令和7年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務仕様書

※ 本仕様書は企画提案用であり、実際の契約に係る選定業者との事前協議のうえ、変更することがあります。

1 委託業務名

令和7年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日（火）まで

3 業務背景・目的

プラスチックごみによる海洋汚染や気候変動への影響が世界的な問題となっており、その対策が求められている状況などから、国内におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、国は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ新法」という。）」を令和4年4月に施行している。

海洋島しょ県である本県においても絶えず漂着するプラスチックごみが生態系や景観などの自然環境へ及ぼす影響は大きく、プラスチック問題の解決を図るためには、ごみ対策に留まらないプラスチック資源の循環的な利用の促進や、プラスチック使用削減の推進、代替プラスチック製品の普及促進など、積極的な施策を展開する必要がある。

そのため、令和3年度から2年間、「プラスチック問題に関する万国津梁会議（以下「万国津梁会議」という。）」を開催し、プラスチックとの関わりの深い有識者による議論を重ね、沖縄県のプラスチック問題と課題を整理し、問題解決に向けた方策を「プラスチック問題に関する提言書（以下「提言書」という。）」として令和5年3月にとりまとめた。

令和6年度には、万国津梁会議の提言を具現化するとともに、プラスチック資源循環促進法の役割に基づき、行政・県民・事業者などの各主体が一体となって同問題への取組を推進するため、県の施策の方向性を示した「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針（以下、「指針」という。）」及び同指針の推進を図る「事業者向けの使い捨てプラスチック使用削減の手引き（以下、「手引き」という。）」を策定したところである。

本委託業務は、県民及び事業者の行動を促進するため、指針及び手引きについて広く周知を図るとともに、事業者の自主的な取組を後押しするための自己宣言制度の検討、事業者との連携による代替素材の導入モデル事業の検討、及びプラスチック問題に関する効果的な普及啓発を行うことを目的とする。

4 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。

なお、企画提案においては、沖縄県が島しょ県であることなども踏まえて、県の現状に適した調査や取組等を提案することとし、指針、手引き及び沖縄県環境整備課ホームページで公表している提言書や万国津梁会議での議論等を踏まえた新たな提案は、これを妨げない。

(1) 県民や事業者の行動促進のための取組

本県の地域の実情に即して、行政・県民・事業者などの各主体が一体となってプラスチック問題への取組を推進することを目的とし、プラ新法や指針等の内容を踏まえて以下の業務を実施すること。

ア 事業者の自主的な取組を後押しするための自己宣言制度の設計

事業者（小売・飲食業、宿泊業、洗濯業）による使い捨てプラスチック使用削減に向けた自主的な取組を促進するため、プラスチックの使用削減に係る自己宣言制度（仮称）の導入に向け、多くの事業者が容易に活用でき、かつ県の作業も容易な手法となる有効で具体的な制度設計を行うこと。

必要に応じ、他県の制度も参考にして、導入促進となる制度とすること。

イ 事業者との連携による代替素材の導入モデル事業の実施

プラスチック使用製品等の使用削減に向けて、県内大手小売店等と連携した代替素材の導入モデル事業を実施すること。

また、費用対効果やアンケート調査等による消費者の意識・使用感などを調査し、実施効果を分析すること。

なお、実施にあたっては、衛生面等の品質に留意すること。

例）ショッピングセンターのフードコートで提供するプラスチック使用製品を、バイオプラスチックや木製品等の代替素材に変更して提供する。

ウ 市町村連携によるごみ袋へのバイオプラスチック導入モデル事業の設計

プラスチック使用製品等の使用削減に向けて、市町村が提供するごみ袋をバイオプラスチックに変更する等の導入モデル事業の実施に向けて、効果的な事業設計を行うこと。

なお、事業設計にあたり、他県の状況も参考とすること。

また、協力いただける市町村で、試験的に事業を実施してもよい。

エ 指針等の推進

(ア) 指針及び手引きの周知

令和7年3月に策定した指針及び手引き、手引きの概要版（小売業・飲食業、宿泊業、洗濯業）について事業者へ周知するため、効果的かつ効率的な手法を提案すること。

なお、事業者への周知にあたり、開催日程調整、事業者への連絡、資料の作成、司会進行等、一切の事務を実施すること。

(イ) プラスチック問題に係る関係事業者との調整

事業の実施にあたり、必要に応じて、県関係課、NPO、民間企業、有識者等との調整会議を行うこと。

関係事業者等との調整を行う場合は、開催日程調整、事業者への連絡、資料の作成、現地視察、司会進行、議事録作成、対応方針の検討、報告書の取りまとめ、経費の支出等、運営に関する一切とする。

(2) プラスチック問題に関する普及啓発の実施 (沖縄県環境保全基金を活用)

県民がプラスチック問題を身近に感じ、プラスチック製品の使用削減及びプラスチック資源の循環の促進に資するライフスタイルの見直しを図ることを目的とし、指針、手引き、プラ新法及び提言書の内容を踏まえた以下の業務を実施すること。作成にあたっては、現状調査やニーズ調査等の資料作成に必要な調査を実施すること

ア 周知啓発用の資料等作成及び効果的な周知手法による情報発信

(ア) 普及啓発用動画を活用した情報発信

県民等への効果的な周知方法を提案すること。

例) SNS等を活用したインフルエンサーによる周知等

(イ) イベント配布用ノベルティ作成等

普及啓発イベント等で配布後、効果的に啓発できるノベルティを作成すること。

ノベルティの案についても、提案すること。

また、イベント配布用資料について、追加提案してもよい。

イ 普及啓発イベント等の実施

県民がプラスチック問題の解決に向け、自らが取り組めることや取り組むべきことなどを知ってもらうため、目標値を踏まえた以下の普及啓発イベントを実施する。なお、イベントの実施にあたってはアンケート等により様々な世代からの意見を募り、他の業務との連携を図るものとする。

普及啓イベントの目標値：周知啓発イベント参加者数 700人

(ア) ビーチクリーン等の体験型イベントによる普及啓発

・清掃活動を行うとともに、参加者がプラスチック問題に関心を示すことができるよう、体験型の内容を取り入れるなど環境教育的な要素を加えること。地域住民や環境保全活動を実施する団体等に参加してもらい、参加団体等を通じて広く情報発信すること。

(イ) 3R推進月間(10月)における普及啓発イベントの実施

・県内全域(5か所：北部、中部、南部、宮古、八重山)の商業施設またはイベント会場等の多数の参加者が見込める場所において、効果的に周知できるよう体験型の普及啓発イベントを実施する。

※ 業務内容については、原則、仕様のとおりとするが、最終的に実施する内容については県と協議のうえ決定することとする。

5 業務を実施する上での必要事項

(1) 実施体制

業務の実施については、県と密接な連携が求められる。このため、県と円滑かつ綿密な調整ができるよう県内事業所に専任の担当者を配置し、随時協議を行いながら業務運営できる体制を構築すること。

(2) 打ち合わせ及び業務進捗状況報告

業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、1ヶ月に1回程度、業務の進捗状況報告を行う。

(3) 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

6 成果品

(1) 委託業務報告書

本業務終了時に、本委託業務に関して取りまとめた成果報告書を提出すること。

ア 成果報告書（冊子）1部、概要版5部

イ 成果報告書の電子データ

ウ その他県が求める書類等

※ 電子ファイルは、Adobe PDFに加えて、Microsoft office（Word、PowerPoint、Excel）またはillustrator等の編集可能な形式で記録されたもので、記録メディアはCD-R又はDVD-Rとし、委託業務期間内に提出すること。

(2) 著作権について

ア 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

イ 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下、「既存著作権」という。）は、個々の著作権等に帰属する。

ウ 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

エ 成果品は、すべて公表対象であることを想定し手続きを行うこと。

7 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

<再委託ができる業務の範囲>

- ・ アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）

<その他、簡易な業務>

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

8 その他

(1) 事業の実施に当たっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。

(2) 採用された企画提案については、実施段階において予算や諸事情により変更を協議することがある。

(3) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに契約目的以外に使用しないこと。

(4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。